

葛巻町スポーツ習慣化促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 町民の生活習慣の改善を行い、健康寿命の延伸を推進する取り組みのひとつとして、日常生活のなかで継続してスポーツに取り組むことができる環境を構築することで、町民の健康に対する意識を高め、もって、医療費の削減を図ることを目的に、ウォーキング、ランニング、サイクリング（以下「助成対象スポーツ」という。）を行った際に、予算の範囲内で、この要綱により助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 葛巻町内に住所を有し、居住する満18歳以上の者で、高校生を除く。
- (2) 市区町村に納付すべき税金等を滞納していない者

(助成対象スポーツ及び助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表1のとおりとする。ただし、助成金はくずまき商品券により交付する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、葛巻町スポーツ習慣化促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出又は提示しなければならない。

- (1) 葛巻町スポーツ習慣化促進事業活動記録用紙（様式第2号）
- (2) 助成対象スポーツ活動を記録した電子的な方法を用いた記録機器又は万歩計の提示
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）の提示

(助成金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者からすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により助成金を返還させるときは、その者に対してその理由を示さなければならない。

(申請の取り下げ)

第7条 助成金の申請を取り下げる場合は、助成金の申請を行った日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第8条 交付申請に係る書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

助成対象スポーツ	助成金額
ウォーキング	10kmごと若しくは15,000歩ごとに500円とし、10,000円を上限とする。
ランニング	10kmごとに500円とし、10,000円を上限とする。
サイクリング	50kmごとに500円とし、10,000円を上限とする。

別表2 (第8条関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
1 葛巻町スポーツ習慣化促進事業助成金交付申請書	第1号	1部	助成対象スポーツ活動を記録した月の翌月末まで。 ただし、当該年度の申請は3月31日までとする。
2 葛巻町スポーツ習慣化促進事業活動記録用紙	第2号	1部	
3 助成対象スポーツ活動を記録した電子的な方法を用いた記録機器又は万歩計 (提示)			
4 本人確認書類 (提示)			